

広島県告示第七百三十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、次のとおり自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十年九月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所 の所在地	障害福祉サービス事業 を廃止した事業所	廃止年月日
	社 会 福 祉 法 人 あ づ み の 森	尾道市久保町一 一八一番地		
	名 称	所 在 地		
	障 害 者 生 活 支 援 セ ン タ ー あ お ぎ り	尾道市久保町一 一八一番地		
				平成二〇年 五月一日